

地球温暖化対策計画書届出書

令和 7 年 6 月 19 日

名古屋市長 様

届出者 住 所 名古屋市東区東新町1番地
 氏 名 中部電力パワーグリッド株式会社
 代表取締役社長 社長執行役員 清水 隆一

(代理者) 氏 名 執行役員 名古屋支社長 山本 哲弘
 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第98条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書の作成について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	<small>チュウデンメイエキミナミビル</small> 中電名駅南ビル			
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅南三丁目16番6号			
業種等	業 種	電気・ガス・熱供給・水道業		
	業務部門における建築物の主たる用途	事務所		
事業の概要	事務所・電算所・変電所			
連絡先	担当部署	会社名・担当部署	中部電力パワーグリッド株式会社 名古屋支社 総務・広報・資材グループ	
		住 所	〒460 - 8310 名古屋市中区千代田二丁目12番14号	
	担当者氏名			
	電話番号等	電話番号		
		ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス		
地球温暖化対策計画書	別添のとおり			
工場等番号	※			

注1 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。

2 ※印のある欄は記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	中部電力パワーグリッド株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市東区東新町1番地
工場等の名称	中電名駅南ビル
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅南三丁目16番6号
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	事務所・電算所・変電所
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和7年6月19日 ~ 令和10年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 名古屋支社内
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先			

指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 6 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,685	t-CO ₂
① （温 を 二 室 除 く 化 果 炭 ガ ス 換 算 排 出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		1,685	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 9 年度 目標削減率	
	温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量	1,685	t-CO ₂	1,634	t-CO ₂	3.0

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 9 年度 目標削減率	
	原 単 位 当 た り の 排 出 量		t- CO ₂		t- CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

エネルギーの合理化等に関する法律（省エネ法）に準じて、他入居者と協調して年平均1%のエネルギー使用量の低減、については温室効果ガス排出量の低減を図る。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源行動の推進 [冷暖房]	<ul style="list-style-type: none"> ・空調温度の省エネ設定 (冷房温度 28℃、暖房温度 20℃) 	令和 6 年度を基準として、令和 9 年度までに CO2 排出量の 3.0% (年 1%) を削減
省エネルギー・省資源行動の実践 [照明]	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な照明の消灯または照度調整 	目標設定にあたって R 5 年の当支社組織の退去により当社単独での達成は厳しいため、他入居者との協調により実施したい。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--